

## 千葉県青果物価格補償事業に関する特例業務方法書

生振第1289号	平成26年	3月28日承認
	平成26年	4月1日制定
生振第899号	平成27年	3月13日承認
	平成27年	4月1日制定
生振第329号	平成27年	7月2日承認
	平成27年	7月2日制定
生振第696号	平成27年11月10日承認	
	平成27年11月10日制定	
生振第1073号	平成28年	3月14日承認
	平成28年	3月14日制定
生振第1051号	平成29年	3月1日承認
	平成29年	3月1日制定
生振第1076号	平成30年	3月1日承認
	平成30年	3月1日制定
生振第467号	平成30年	7月23日承認
	平成30年	7月23日制定
生振第662号	平成30年	9月26日承認
	平成30年	9月26日制定
生振第999号	平成31年	1月21日承認
	平成31年	1月21日制定
生振第1183号	令和2年	2月5日承認
	令和2年	2月5日制定
生振第1152号	令和3年	2月10日承認
	令和3年	2月10日制定
生振第528号	令和3年	8月2日承認
	令和3年	8月2日制定
生振第1175号	令和4年	2月10日承認
	令和4年	2月10日制定
生振第1354号	令和5年	2月7日承認
	令和5年	2月7日制定
生振第2004号	令和6年	3月14日承認
	令和6年	3月14日制定
生振第624号	令和6年	8月8日承認
	令和6年	8月8日制定
生振第1323号	令和7年	2月25日承認
	令和7年	2月25日制定

## 第 1 章 総 則

(業務の執行)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人千葉県園芸協会（以下「協会」という。）が千葉県青果物価格補償事業実施要領（平成 26 年 2 月 26 日付け生振第 1127 号千葉県農林水産部長通知（以下「実施要領」という。))に基づいて行う千葉県青果物価格補償事業（以下「県単事業」という。）の実施及びそれに係る業務に関し、公益社団法人千葉県園芸協会の特例を定め、業務を行なうものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この業務方法書において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象野菜は、実施要領第 3 の 3 に規定する野菜とし、千葉県園芸作物出荷規格（青果物編）に基づき格付けされたもので、実施要領第 5 に規定された青果物及び格外品は除くものとする。
- (2) 共同出荷組織は、実施要領第 3 の 8 に規定する共同出荷組織をいう。
- (3) 対象出荷期間は、別表 I に掲げるものとする。
- (4) 対象市場群は、別表 II に掲げる市場とする。
- (5) 青果物価格補償金（以下「補償金」という）は、対象野菜の価格が対象出荷期間中に対象市場群で著しく低落した場合において、協会等が共同出荷組織と対象野菜の出荷について委託関係にある生産者に対して、その経営に及ぼす影響を緩和するために交付する金員をいう。
- (6) 青果物価格補償交付金（以下「補償交付金」という）は、補償金のために、協会が共同出荷組織に対して交付する金員をいう。

(対象産地及び対象者)

第 3 条 この事業の対象となる産地（以下「対象産地」という。）は、実施要領第 3 の 2 に規定する産地とする。

2 この事業の対象となる者は、前項に規定する対象産地で対象野菜を生産する者で、実施要領第 3 の 8 の(1)に規定する者とする。

(業務対象年間)

第 4 条 この事業の業務対象年間は、実施要領第 3 の 7 に規定によるものとし、別表 I のとおりとする。

(業務対象年間の短縮)

第5条 協会は業務対象年間に安値が生じ、協会の資金が著しく減少し、業務を行なうことが困難と認められる場合には、千葉県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

## 第 2 章 補 償 準 備 金

(補償交付金の交付に関する申込み)

第6条 共同出荷組織は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに補償交付金の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始日の原則として1ヶ月前までに青果物価格補償交付金交付予約数量申込書(別記第1号様式)により申込みとする。

また、共同出荷組織は、実施要領第3の10の(5)に基づき「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」(以下「チェックシート」という。)を申込みと併せて提出するものとする。チェックシートの提出は、同一事業年度において一回とし、当該事業年度に交付予約の申込みを行う対象野菜全体について申告する。

2 協会は前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組織に対し通知するものとする。

(補償準備金)

第7条 共同出荷組織は前条第2項の通知を受けたときは、補償準備金(以下「準備金」という。)を納入するものとする。

2 前項交付準備金の負担割合は、県1000分の550、全農千葉県本部1000分の125、生産者1000分の325とする。

3 第1項の準備金の額は、業務区分ごとに別表Iに掲げる資金造成単価に前条第2項により通知された交付予約数量を乗じて得た金額の1,000分の450の額とする。

4 準備金の納入期限は、補償交付金の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始日の10日前の日とする。

5 協会は前条第2項の通知と同時に当該共同出荷組織に対し、準備金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入告知書を送付するものとする。この場合において千葉県知事が特に必要と認めるときは、分割して納入させることができる。

なお、分割納入する場合は事業実施年度の翌年度の4月末日までに納入するものとする。

(途中加入又は予約数量の増加)

第8条 共同出荷組織は業務対象年間の途中において、新たに補償交付金の申込み又は予約数量の増加をしようとする場合は、当該事業年度開始日の原則として1ヶ月前まで

に青果物補償交付金交付予約数量申込書（別記第1号様式）又は青果物補償交付金交付予約数量増加申込書（別記第2号様式）を協会に提出するものとする。

2 前項の規定による申込みについては、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

（契約の更改）

第9条 共同出荷組織は業務対象年間の中途において、資金造成単価又は第7条第2項で定める割合が変更されたときは、協会に対して当該変更に係る業務区分につき既に成立している契約を更改すべき旨を申込みすることができる。

2 第6条及び第7条の規定は前項の申込について準用する。

3 第1項の申込みに係る納入すべき準備金の額は、第7条第2項の規定により算出した額から、千葉県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

（延滞金）

第10条 協会は共同出荷組織が準備金をその納入期限が過ぎ、対象出荷期間開始日の前日まで支払わない場合には、当該納入期限の日からその納入した日の前日までの日数につき、年利8分7厘6毛の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

（準備金の残額及び次期業務対象年間への充当等）

第11条 当該業務対象年間の直前の業務対象年間において準備金に残額があるときは、当該業務対象年間に徴収する準備金に充当するものとする。

2 協会は前項の規定による次期業務対象年間に充当される準備金の残額が、当該次期業務対象年間における第7条第2項及び第4項の規定による準備金の額を越える場合、又は農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係る、交付予約数量の減少又は解約が成立した場合において、共同出荷組織から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

### 第3章 補償交付金の交付

（保証基準額及び最低基準額）

第12条 この事業において、補償交付金の基準となる価格（以下「保証基準額」という。）

及び補償交付金の限度となる最低の価格（以下「最低基準額」という。）は、別表Iのとおりとする。

(補償交付金の交付条件)

第13条 協会は第2条に規定する対象野菜の旬別加重平均販売価額(以下「平均販売価額」という。)が別表Iに掲げる当該対象出荷期間の保証基準額を下回った場合には、次の規定により算出した補償交付金を交付する。

(補償交付金の交付額)

第14条 対象出荷期間の各旬ごとの補償交付金の交付額は、対象野菜準備金額の範囲内で行なうものとし、対象出荷期間の各旬及び共同出荷組織ごとに補償交付金単価に当該共同出荷組織が当該出荷期間の旬ごとに出荷した対象野菜の数量(対象出荷期間の実績数量が当該対象出荷期間の予約数量を上回る場合には、当該出荷期間の出荷実績数量で除して得た数値に当該旬別出荷数を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の補償交付金単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額(平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額)を差引いて得た金額に10分の8を乗じて得た金額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第15条 全国農業協同組合連合会千葉県本部(以下「全農千葉県本部」という)を經由し出荷を行う共同出荷組織は、全農千葉県本部が出荷についてのデータを協会に提供する。

全農千葉県本部を經由せずに出荷を行う共同出荷組織は、対象市場の卸売業者から発行された仕切書又は買付計算書(協会が仕切書又は買付計算書と同等と認めるものを含む。以下同じ。)を受領したときは、受領した日から10日以内にその写しを協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された仕切書又は買付計算書の写し若しくは出荷についてのデータに基づき、対象野菜の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(平均販売価額の通知)

第16条 協会は業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後、遅滞なく平均販売価額を算定し、その結果を共同出荷組織に通知しなければならない。

(補償交付金の交付申請)

第17条 共同出荷組織は補償交付金の交付を受けようとする時は、前条の通知を受けた日から、2週間以内に青果物価格補償交付金交付申請書(別記第3号様式)を協会に提出するものとする。

(補償交付金の交付)

第18条 協会は前条の交付申請書を受理したときは、これを審査し遅滞なく補償交付金を交付するものとする。

2 共同出荷組織は補償交付金の交付を受けたときは、ただちにこれを当該共同出荷組織の構成員である生産者に対して交付するものとする。ただし、生産農家と協議をして、共同出荷組織は生産農家のための資材および種子の共同購入等の再生産資金に充当することができる。

3 共同出荷組織は補償交付金の交付を終了したときは遅滞なく、青果物価格補償交付金交付報告書(別記第4号様式)を協会に提出しなければならない。

(補償交付金の一部交付等)

第19条 協会は共同出荷組織が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該共同出荷組織に対し当該補償交付金の全部もしくは一部を交付せず、又はすでに交付した補償交付金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 協会に提出した青果物価格補償交付金交付申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 準備金の納入、その他協会に対する義務の履行を怠ったとき。

## 第 4 章 資 金 の 管 理

(資金の管理)

第20条 資金は、業務区分ごとの勘定及び特別業務資金勘定に区分して経理するものとする。

2 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織の納入した準備金及び共同出荷組織以外の者から補償交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を経理するものとする。

3 準備金の通常の運用益は、原則として準備金として積み立てるものとする。

ただし、資金に欠損がない場合は、千葉県知事の承認を得て当該事業に必要な事務費に充当できるものとする。

4 特別業務資金勘定においては、第22条の規定により積み立てられた金銭を経理するものとする。

(勘定間の融通)

第21条 協会は、業務区分ごとの勘定において当該勘定に係る補償交付金の交付の財源に不足を生ずるときは、千葉県知事の承認を得て、当該勘定に対して他の業務区分ごとの勘定に属する準備金を融通することができる。

(特別業務資金への積立)

第22条 協会は、業務方法書の変更があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第2項の規定により返戻する場合を除き、当該各号に掲げる金額及び当該変更前の業務方法書に係る業務区分ごとに補償交付金の交付に充てることを条件として、共同出荷組織以外の者から交付された金銭に相当する金額のうち、千葉県知事の承認を得て定める金額を特別業務資金に積み立てるものとする。

(1) 第6条第1項の規定による申込みをする共同出荷組織が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額(第13条の規定により補償交付金の交付を受けた場合にあつては、この額から千葉県知事の承認を受けて定める金額を控除した金額。次号において同じ)から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるときの当該残額。

(2) 第6条第1項の規定による申込みをしない共同出荷組織が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるときは当該納入した金額に相当する金額。

2 第20条第3項の規定による準備金として積み立てるときは、特別業務資金に積み立てるものとする。

(特別業務資金勘定から業務区分ごとの勘定への資金繰入れ)

第23条 協会は第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の規定による申込みを承諾した場合において必要があると認めるときは、千葉県知事の承認を受けて特別業務資金に属する資金を業務区分ごとの勘定に繰入れるものとする。

## 第 5 章 雑 則

(報告及び調査)

第24条 協会は共同出荷組織に対し、対象野菜の生産出荷状況、その他必要な事項について報告させることができる。

2 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織の業務状況、補償交付金の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

3 協会は、前項で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、補償交付金を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、補償交付金の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減少又は補償交付金の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。

(細則)

第25条 協会はこの業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について細則を定めることができる。

附 則1

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年4月22日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年5月9日までとする。

附 則2

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年4月24日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年5月15日までとする。

附 則3

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成27年7月2日から適用する。

附 則4

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日か

ら適用する。

2. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成28年3月31日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

#### 附 則5

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成28年4月22日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成28年5月13日までとする。

#### 附 則6

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成29年4月21日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成29年5月12日までとする。

#### 附 則7

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領

第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。

3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成30年4月20日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成30年5月11日までとする。

#### 附 則8

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則9

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、同日から適用する。
2. 別表の対象出荷期間の開始日が平成31年4月1日前である業務区分については、この通知による改正前の別表を適用する。

#### 附 則10

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成31年4月19日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成31年5月10日までとする。

#### 附 則11

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領

第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。

3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和2年4月17日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和2年5月8日までとする。

#### 附 則 1 2

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和3年4月16日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和3年5月7日までとする。

#### 附 則 1 3

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、同日から適用する。
2. 別表の対象出荷期間の開始日が令和3年10月1日前である業務区分については、この通知による改正前の別表を適用する。

#### 附 則 1 4

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和4年4月15日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既

に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和4年5月7日までとする。

#### 附 則 15

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和5年4月17日までとし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和5年5月12日までとする。

#### 附 則 16

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和6年4月15日までとし、第7条第4項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和6年5月15日までとする。

#### 附 則 17

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、同日から適用する。
2. 別表の対象出荷期間の開始日が令和6年10月1日前である業務区分については、この通知による改正前の別表を適用する。

附 則 18

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に協会が実施していた千葉県青果物価格補償事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとする。
3. この業務方法書の施行時において、第6条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和7年4月15日までとし、第7条第4項の規定による準備金の納入期限が既に経過している業務区分に係る準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和7年5月15日までとする。

別表 I

業務区分		業務対象年間	保証 基準額 (円/kg)	最低 基準額 (円/kg)	資金造 成単価 (円/kg)
対象 青果物	対象出荷 期 間				
キャベツ	4.1～4.30	R7. 4. 1～9. 4. 30	79.50	48.72	24.62
	5.1～7.31	R7. 5. 1～9. 7. 31	66.00	40.36	20.51
	10.1～12.31	R7. 10. 1～9. 12. 31	67.50	41.28	20.98
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	83.50	51.14	25.89
きゅうり	4.1～6.30	R7. 4. 1～9. 6. 30	196.00	119.72	61.02
	9.1～11.30	R7. 9. 1～9. 11. 30	284.00	173.59	88.33
	3.1～3.31	R8. 3. 1～10. 3. 31	240.00	146.65	74.68
ごぼう	10.1～12.31	R7. 10. 1～9. 12. 31	204.50	140.70	51.04
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	253.50	174.45	63.24
だいこん	4.1～6.30	R7. 4. 1～9. 6. 30	78.00	47.62	24.30
	10.1～12.31	R7. 10. 1～9. 12. 31	64.00	39.01	19.99
トマト	5.1～6.30	R7. 5. 1～9. 6. 30	222.00	135.80	68.96
	7.1～7.31	R7. 7. 1～9. 7. 31	275.50	168.39	85.69
にんじん	6.1～7.31	R7. 6. 1～9. 7. 31	119.50	73.16	37.07
ねぎ	4.1～6.30	R7. 4. 1～9. 6. 30	297.00	181.61	92.31
	7.1～9.30	R7. 7. 1～9. 9. 30	287.50	175.69	89.45
	10.1～12.31	R7. 10. 1～9. 12. 31	259.50	158.58	80.74
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	251.00	153.40	78.08
ほうれんそう	4.1～6.30	R7. 4. 1～9. 6. 30	362.50	221.55	112.76
	9.1～12.31	R7. 9. 1～9. 12. 31	461.50	281.92	143.66
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	376.00	229.73	117.02
レタス(結球)	4.1～5.31	R7. 4. 1～9. 5. 31	132.00	80.78	40.98
	11.1～12.31	R7. 11. 1～9. 12. 31	142.00	86.89	44.09
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	208.00	127.16	64.67
レタス(非結球)	4.1～5.31	R7. 4. 1～9. 5. 31	224.50	137.15	69.88
	11.1～12.31	R7. 11. 1～9. 12. 31	247.00	150.84	76.93
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	308.50	188.45	96.04
わけぎ	4.1～5.31	R7. 4. 1～9. 5. 31	607.50	371.33	188.94
	11.1～12.31	R7. 11. 1～9. 12. 31	652.50	398.70	203.04
	3.1～3.31	R8. 3. 1～10. 3. 31	643.00	392.88	200.10
サラダ菜	4.1～6.30	R7. 4. 1～9. 6. 30	253.50	154.82	78.94
	7.1～9.30	R7. 7. 1～9. 9. 30	416.50	254.69	129.45
	10.1～12.31	R7. 10. 1～9. 12. 31	384.00	234.60	119.52
	1.1～3.31	R8. 1. 1～10. 3. 31	368.50	225.23	114.62

別表Ⅱ

対 象 市 場 群	
関 東 ブ ロ ッ ク	
宇都宮市中央卸売市場	東京都中央卸売市場世田谷市場
前橋生鮮食料品総合地方卸売市場	東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場
高崎市総合地方卸売市場	東京都練馬青果地方卸売市場
地方卸売市場熊谷青果市場	東京都八王子北野地方卸売市場
地方卸売市場浦和総合流通センター	東京都国立地方卸売市場
大宮総合食品地方卸売市場	東京都東久留米地方卸売市場
所沢総合食品地方卸売市場	横浜市中央卸売市場本場
地方卸売市場さいたま春日部市場	川崎市中央卸売市場北部市場
埼玉県地方卸売市場上尾市場	湘南藤沢地方卸売市場
越谷総合食品地方卸売市場	地方卸売市場横須賀青果物(株)
JA全農青果センター(株)東京センター	地方卸売市場神奈川青果(株)本社市場
千葉市地方卸売市場	JA全農青果センター(株)神奈川センター
船橋市地方卸売市場	甲府市地方卸売市場
柏市公設総合地方卸売市場	上田地方卸売市場
松戸市公設地方卸売市場南部市場	松本市公設地方卸売市場
市川地方卸売市場	諏訪市公設地方卸売市場
成田市公設地方卸売市場	長野地方卸売市場
木更津市公設地方卸売市場	静岡市中央卸売市場
地方卸売市場(株)金坂青果	浜松市中央卸売市場
東京都中央卸売市場豊洲市場	地方卸売市場三島青果市場
東京都中央卸売市場大田市場	地方卸売市場沼津中央青果
東京都中央卸売市場葛西市場	
東京都中央卸売市場豊島市場	
東京都中央卸売市場淀橋市場	
東京都中央卸売市場北足立市場	
東京都中央卸売市場板橋市場	







青果物価格補償交付金 交付予約数量申込書  
価格差補給交付金

(該当するものの○をつけること)

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
共同出荷組織等名  
代表者氏名 印

貴協会の業務方法書（特例業務方法書）を承知のうえ、補償交付金（価格差補給交付金）の交付を受けたいので下記のとおり申し込みます。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、(1)の事業対象は会員。）

- (1) 千葉県青果物価格補償事業
- (2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

3. 交付予約数量（トン）

4. 地区内の対象青果物（対象特定野菜等）の生産、販売計画及び実績

区分 年次	面積 (ha)	生産量 (t)	総出荷数量 (t)						系統共販売数量 (t)					生産者数	
			月	月	月	月	月	計	月	月	月	月	計		
本年計画															人
前年実績															
前々年実績															

5. 特例申込みについて（該当する場合は○印をすること。但し1の(2)及び(3)の事業）

申し込みます 4 5 5 0 5 5 6 0 6 5 7 0

申し込みません

## 価格差補給金 交付予約数量申込書

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
共同出荷組織等名  
代表者氏名 印

貴協会の業務方法書（特例業務方法書）を承知のうえ、価格差補給金の交付を受けたいので下記のとおり申し込みます。

### 記

- 事業区分（該当番号を○で囲むこと。）
  - 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
  - 指定野菜供給産地育成価格差補給事業
- 業務区分
  - 対象特定野菜等
  - 対象出荷期間
  - 対象市場群
- 交付予約数量（トン）
- 地区内の対象青果物（対象特定野菜等）の生産、販売計画及び実績

年次	区分	面積 (ha)	生産量 (t)	総出荷数量 (t)					系統共販売数量 (t)					生産者数	
				月	月	月	月	月	計	月	月	月	月		月
本年計画															人
前年実績															
前々年実績															

- 特例申込みについて（該当する場合は○印をすること。但し1の（2）及び（3）の事業）

申し込みます                      4 5   5 0   5 5   6 0   6 5   7 0  
申し込みません





青果物価格補償交付金  
価格差補給交付金 交付申請書

(該当するものの○をつけること)

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会業務方法書（特例業務方法書）第17条（価格差補給交付金は第18条）の規定により下記のとおり補償交付金（価格差補給交付金）の交付を申請します。

記

1. 補償交付金（価格差補給交付金）交付申請額 円
2. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、（1）の事業対象は会員。）
  - （1）千葉県青果物価格補償事業
  - （2）特定野菜供給産地育成価格差補給事業
  - （3）指定野菜供給産地育成価格差補給事業
3. 業務区分
  - （1）対象特定野菜等
  - （2）対象出荷期間
  - （3）対象市場群
4. 予約数量 Kg



## 価格差補給金 交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会業務方法書（特例業務方法書）第18条の規定により下記のとおり価格差補給金の交付を申請します。

### 記

1. 価格差補給金交付申請額 円

2. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。）

(1) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

(2) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

3. 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間

(3) 対象市場群

4. 予約数量 Kg



青果物価格補償交付金  
価格差補給交付金 交付報告書

(該当するものの○をつけること)

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

下記のとおり補償交付金（価格差補給交付金）を交付しましたので報告します。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、(1)の事業対象は会員。）

- (1) 千葉県青果物価格補償事業
- (2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

3. 補償交付金（価格差補給交付金）の受領額 円

4. 生産者に対する交付金の交付済み額 円

5. 交付経過

補償交付金 (価格差補給交付金) 受領年月日	生産者に対する 交 付 金 額	補償交付金 (価格差補給交付金) 交付対象生産者数	補償交付金 (価格差補給交付金) 交付終了年月日	備考

## 価格差補給交付金 受領報告書

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名

印

下記のとおり補償交付金（価格差補給交付金）を受領しましたので報告します。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。）

- (1) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (2) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

3. 補償交付金（価格差補給交付金）の受領額 円

4. 補償交付金（価格差補給交付金）の受領年月日 令和 年 月 日

別記第5号様式

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住所

共同出荷組織名（相当規模生産者名）

代表者氏名 ㊞

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、対象特定野菜等の委託生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第9条に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を、次のとおり減少したいので申し込みます。

記

1 業務区分

- ① 対象特定野菜等
- ② 対象市場群
- ③ 対象出荷期間

2 交付予約数量

- ① 既申込みの交付予約数量 トン
- ② 交付予約数量の減少数量 トン
- ③ 減少後の交付予約数量（①－②） トン

（※）相当規模生産者の場合は「対象特定野菜等の委託生産者が」とある部分を削除する。

別記第5－1号様式

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

令和 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

住所  
共同出荷組織名（相当規模生産者名）  
代表者氏名 ㊟

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、対象特定野菜等の委託生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第9条に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

記

- 1 解約する業務区分
  - ① 対象特定野菜等
  - ② 対象市場群
  - ③ 対象出荷期間
  
- 2 解約の対象となる対象出荷期間の開始日  
年 月 日

（※）相当規模生産者の場合は「対象特定野菜等の委託生産者が」とある部分を削除する。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (出荷団体向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇 (△△県)

注：全ての項目にチェックを付けること（チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要）。

(1) 野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施	前年度 実施状況報告時 全て実施しました [※該当しない場合も☐]	当年度 申請時 全て実施します [※該当しない場合も☐]	
<p>①適正な施肥</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・肥料の適正な保管</li><li>・肥料の使用状況等の記録・保存に努める</li><li>・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討</li><li>・有機物の適正な施用による土づくりを検討</li></ul> <p>②適正な防除及び生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農薬の適正な使用・保管</li><li>・農薬の使用状況等の記録・保存</li><li>・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める</li><li>・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討</li><li>・多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討</li></ul> <p>③エネルギーの節減</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</li><li>・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める</li></ul>	<p>④悪臭及び害虫の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</li></ul> <p>⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</li></ul> <p>⑥農作業安全対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める</li><li>・正しい知識に基づく作業安全に努める</li></ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 団体・生産者において環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること	前年度 実施状況報告時 全て実施しました	当年度 申請時 全て実施します	
<ul style="list-style-type: none"><li>・環境関係法令を遵守</li><li>・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解</li></ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (生産者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇

注：全ての項目にチェックを付けること（チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要）。

		前年度 実施状況報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】
<b>(1) 適正な施肥</b>			
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(2) 適正な防除</b>			
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(3) エネルギーの節減</b>			
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		前年度 実施状況報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】
<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>			
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</b>			
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>			
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>			
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。